

広島市多文化共生のまちづくり推進指針 改定案（たたき台）
～互いに認め合い共に生きていくまちづくりを目指して～

I 改定の趣旨

本市では、平成 18 年（2006 年）に「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」（以下「指針」という。）を策定して以後、これに基づき多文化共生社会の実現に向け、生活関連情報の多言語化や多言語による相談体制の拡充、日本語教育の充実などに取り組んできました。

前回指針を改訂した平成 26 年（2014 年）の年末時点では、国内に在留する外国人は約 212 万人でしたが、その後、新型コロナウイルス感染症拡大による一時的な減少を除き増加が続いており、令和 6 年（2024 年）1 月 1 日時点で 322 万人を超え、過去最高を更新しています。本市においても、前回指針改訂時（平成 26 年（2014 年）3 月末）に 15,651 人であった外国人住民数は令和 6 年（2024 年）9 月末時点で 22,662 人、本市の総人口に占める割合は 1.9%と過去最高となっており、国籍・在留資格の構成比も大きく変化しています。

この間、我が国においては少子化・高齢化が進み、本格的な人口減少社会を迎え、本市においても令和 2 年（2020 年）をピークに人口減少が続いています。こうした中、将来にわたって活力ある地域社会を維持し、世界に誇れる「まち」広島の実現をめざす本市にとって、今後も増加が見込まれる外国人市民(※)は、地域の社会・経済や地域コミュニティの活性化の担い手としての活躍がより一層期待されることから、外国人市民にとっても本市が生活の拠点といえる諸環境を整えていくことがこれまで以上に重要になっています。

また、都市像として「国際平和文化都市」を掲げる本市では、全ての市民が互いの文化的背景や民族、国籍といった多様性と人権を尊重するとともに、その価値観やライフスタイルに応じてそれぞれに役割を持ち、互いに支え合う地域共生社会の実現と、誰もが平和の尊さを実感できる豊かな文化と人間性を育む都市づくりとを着実に進めていく必要があります。

本市はこれまで多文化共生のまちづくりに向けた取組を行ってきましたが、外国人住民の国籍・在留資格の構成比が変化している中で、「育成就労制度」の創設などの国の外国人受入れ政策の変更に伴う状況の変化に的確に対応する必要があることから、令和 4 年（2022 年）度を実施した「多文化共生意識調査」の結果や本市の外国人住民の現状を踏まえて本指針を改定します。

本指針の改定を行った上で、本市は市民生活に直接関係する基礎自治体として、外国人受入れに係る国・県との役割分担を踏まえつつ、関係機関と連携しながら、本市の実態に即した多文化共生施策を実施します。

※【外国人市民について】

本指針では、本市に在住する外国籍の人に加え、日本国籍で外国にルーツをもつ人、外国人の親の文化を背景にもつ人など、様々な事情で外国にルーツをもつ人全般を「外国人市民」とします。

なお、広島市内に住所を有する外国籍の人のみを指す場合は、「外国人住民」と表記します。ただし、すでに実施されている事業については表記を変更しません。

<国の動向など>

- ・ 平成 30 年（2018 年）12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定し、外国人材の受入れ・共生のための取組をより強力かつ包括的に推進することとした。
- ・ 令和元年（2019 年）に「日本語教育の推進に関する法律」を制定し、日本語教育の推進に関する基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を規定した。
- ・ 令和 2 年（2020 年）9 月に「地域における多文化共生推進プラン」を平成 18 年の策定以来、初めて改訂し、外国人住民の増加・多国籍化や多様性・包摂性のある社会実現の動きといった社会経済情勢の変化を踏まえたものとした。
- ・ 令和 4 年（2022 年）6 月に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定（令和 5 年（2023 年）6 月、令和 6 年（2024 年）6 月一部変更）し、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととした。
- ・ 令和 6 年（2024 年）6 月、出入国管理法を改正。「技能実習生制度」を廃止し、就労を通じた人材の育成及び人材の確保を目的とする「育成就労制度」を新設すること等を定めた。

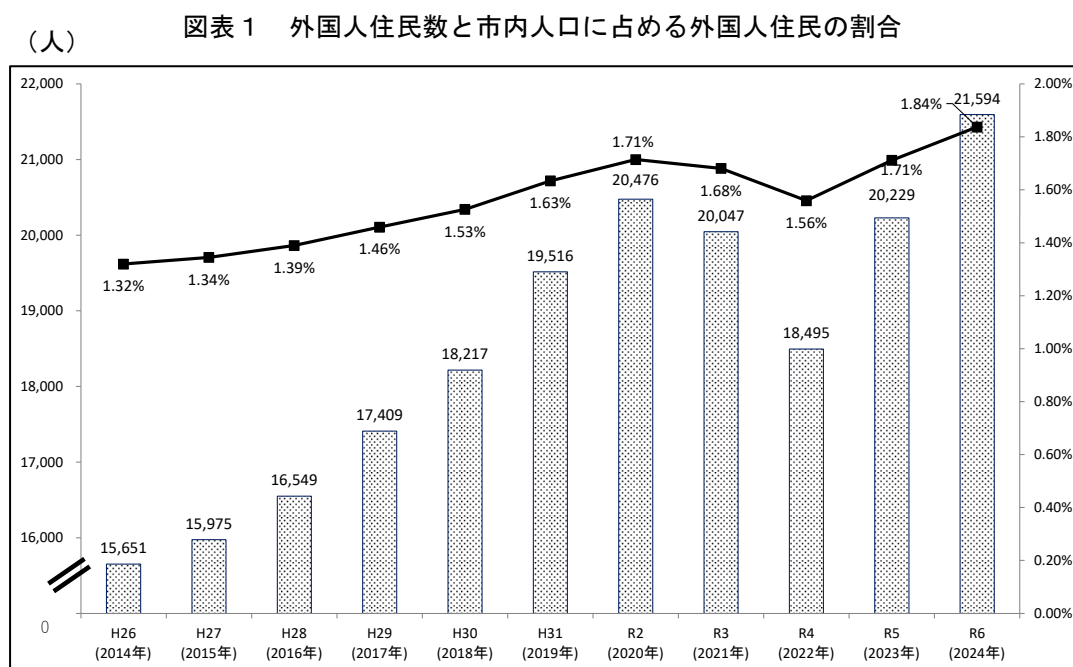
Ⅱ 本市の現状

1 統計データから見る現状

＜前回指針改定時（平成 26 年（2014 年）3 月末）と令和 6 年（2024 年）3 月末住民基本台帳データの比較＞

(1) 外国人住民の増加

- ・ 広島市における令和 6 年（2024 年）3 月末時点の外国人住民数は 21,594 人で、市内人口に占める外国人住民の割合は 1.84%を占めています。（日本における令和 5 年（2023 年 6 月末時点の在留外国人数は 3,223,858 人で、総人口に占める割合は 2.59%）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和 3～4 年度（2021～2022 年度）に外国人住民数は減少したものの、平成 26 年（2014 年）3 月末の 15,651 人と比較すると約 4 割増加しています。

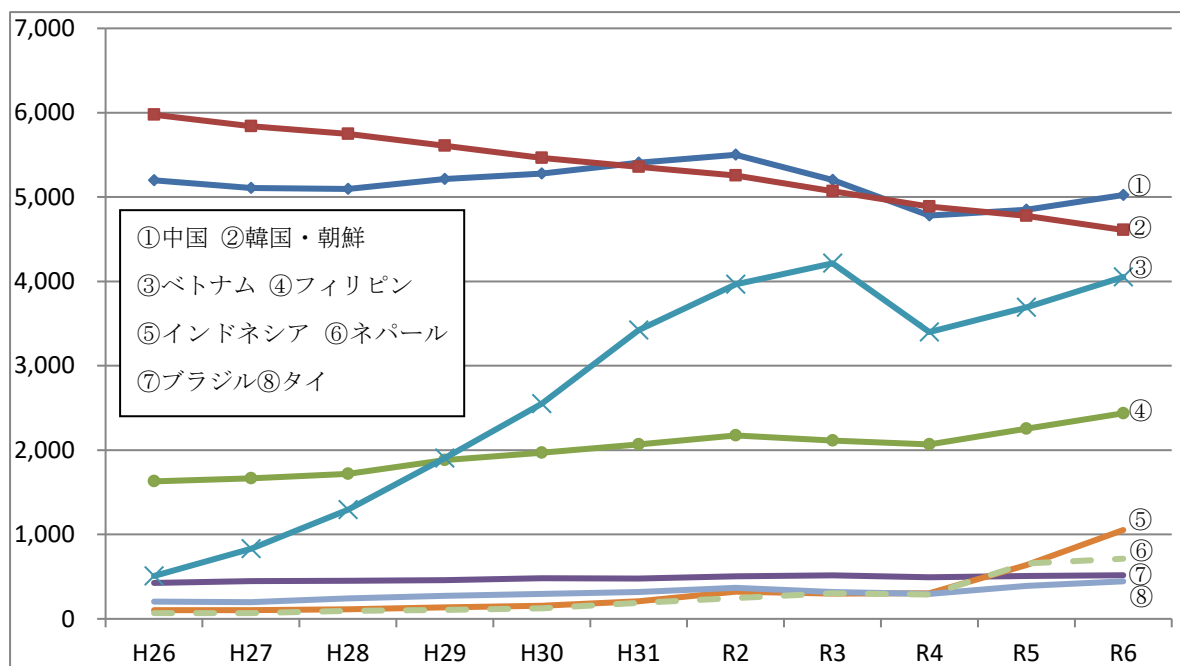


（出所）広島市住民基本台帳データ 各年 3 月末

(2) 国籍や在留資格の多様化

- ・ 国籍については、ベトナムが 7.3 倍増加（508 人→4,054 人）、インドネシアが 10.2 倍増加（103 人→1,053 人）、ネパールが 10.3 倍増加（69 人→713 人）しています。一方、韓国・朝鮮は 22.9%減少（5,976 人→4,610 人）するなど、構成比に変化が見られます。また、外国人住民総数に占める中国籍、韓国籍・朝鮮籍の人の割合が 71.4%から 44.6%に低下しており、国籍が多様化しています。

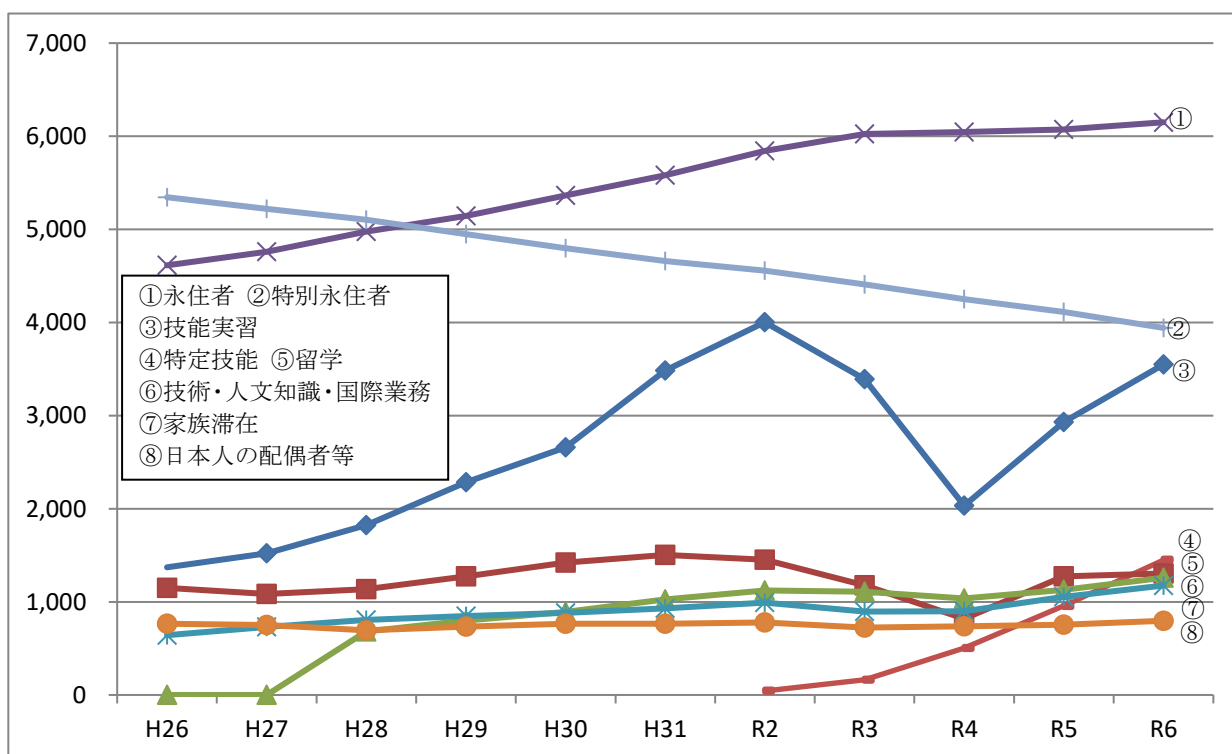
図表2 国籍別人数推移（単位：人）



（出所）住民基本台帳データ 各年3月末

- ・ 在留資格については、技能実習が2.6倍増加（1,371人→3,548人）、技術・人文知識・国際業務が2.4倍増加*（522人→1,259人）、家族滞在が1.8倍増加（642人→1,175人）、特別永住者が26.2%減少（5,345人→3,942人）となっています。（*平成26年の人数は「技術」と「人文知識・国際業務」の合計）
- ・ 上位3つの在留資格が占める割合が72.4%から63.2%に低下しており、在留資格が多様化しています。

図表3 在留資格別人数推移（単位：人）



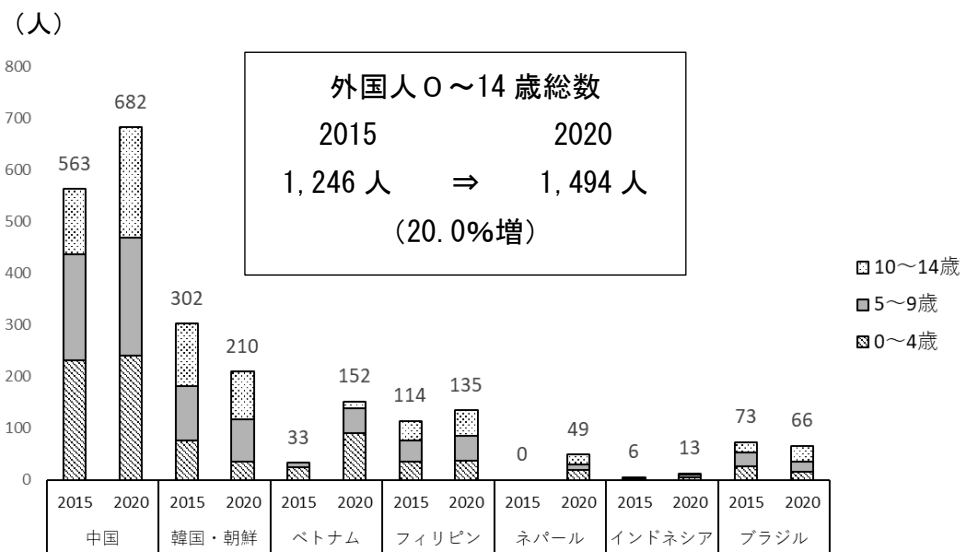
（出所）住民基本台帳データ 各年3月末

＜平成 27 年（2015 年）及び令和 2 年（2020 年）国勢調査結果の比較＞

(3) こども・高齢者の増加

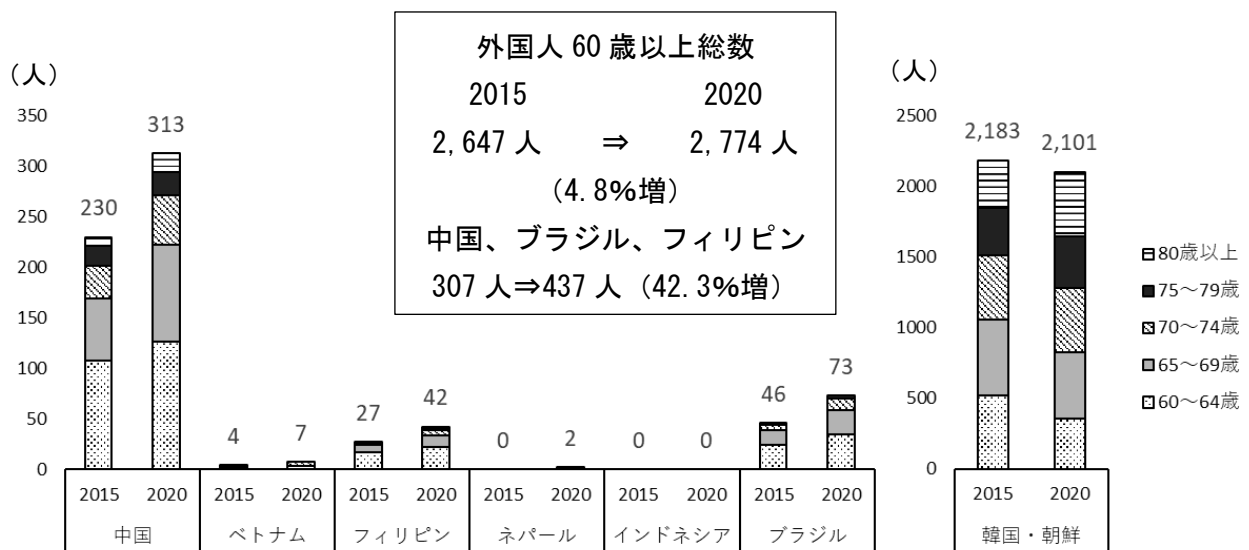
- ・ 外国籍のこども（0 歳から 14 歳）は、平成 27 年（2015 年）の 1,246 人から令和 2 年（2020 年）の 1,494 人に 20.0%増加しています。年齢別では、0 歳～4 歳、5～9 歳はベトナムが 4.2 倍（33 人→138 人）、10～14 歳は中国が 1.4 倍（127 人→214 人）と大きく増加しています。
- ・ 外国籍の高齢者（60 歳以上）は、2,647 人から 2,774 人に 4.8%増加しています。特に、中国、ブラジル、フィリピンが 1.4 倍に増加（307 人→437 人）しています。

図表 4 国籍別・年齢別（14 歳以下）外国人住民数



(出所) 広島市統計書 各年 10 月 1 日

図表 5 国籍別・年齢別（60 歳以上）外国人住民数



(出所) 広島市統計書 各年 10 月 1 日

2 多文化共生意識調査の結果

多文化共生意識調査の実施概要

■ 調査時期

令和4年（2022年）9月1日～10月14日（44日間）

■ 調査対象・項目等

	外国人市民向け調査	日本人市民向け調査
調査対象	広島市内に居住する18歳以上の 外国人市民 5,000人	広島市内に居住する18歳以上の 日本人市民 5,000人
有効回収数(率)	1,662人（33.2%）	2,569人（51.4%）
調査項目	<全29問> 生活情報の入手方法、相談先、日本語学習、差別体験、日本人との交流等	<全17問> 差別を見た経験、外国人との交流、多文化共生社会についての認識等

※前回調査：平成24年度（2012年度）実施「広島市外国人市民生活・意識実態調査」

（対象：【生活調査】本市住民基本台帳に記載されている満18歳以上の外国人市民
4,000人、有効回収数(率)1,611人（40.3%））

(1) 定住意思

- 日本での定住意思については、「日本にずっと住む」が前回調査の74.4%から57.2%に減少し、「日本を主な生活の場所にするが母国と日本を行き来する」が11.4%から19.9%に、「わからない」が4.7%から11.7%に増加しています。

図表6 定住意思

定住意思	平成24年 (2012年) (A)	令和4年 (2022年) (B)	差 (B-A)
日本にずっと住む	74.4%	57.2%	▲17.2
母国に帰国する	6.4%	6.3%	▲0.1
日本や母国以外の国へ行く	0.4%	0.8%	0.4
日本を主な生活の場所にするが、母国と日本を行き来する	11.4%	19.9%	8.5
母国を主な生活の場所にするが、母国と日本を行き来する	2.6%	2.9%	0.3
わからない	4.7%	11.7%	7.0

(2) 日本語能力

- 日本語能力については、「日本語を母語とする人と同じぐらい」が、「話す・聞く」では前回調査の50.4%から32.9%に、「読む」では53.0%から35.3%に、「書く」では56.1%から38.1%に減少しています。

図表7 日本語能力「日本語を母語とする人と同じぐらい」と回答した人の割合

	平成24年 (2012年) (A)	令和4年 (2022年) (B)	差 (B-A)
話す・聞く	50.4%	32.9%	▲17.5
読む	53.0%	35.3%	▲17.7
書く	56.1%	38.1%	▲18.0

(3) 生活に関することの相談先

- 生活に関することの相談先としては、「日本に住んでいる家族・親族」が 54.8%と最多ですが、前回調査の 70.0%から 15.2 ポイント減少しています。次に多い「日本に住んでいる同じ国の友人・知人」が 45.2%で前回調査とほぼ同じです。次いで「日本人の友人・知人」が 35.0%となっており、前回調査の 47.2%から 12.2 ポイント減少しています。市や県の相談窓口は 13.5%となっており前回調査の 11.8%からわずかに増加しています。

図表 8 生活に関することの相談先

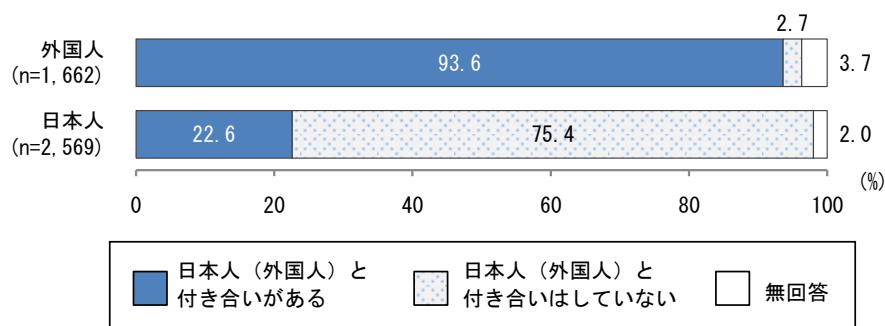
選択肢	平成24年 (2012年) (A)	令和4年 (2022年) (B)	差 (B-A)
日本に住んでいる家族・親族	70.0%	54.8%	▲15.2
日本に住んでいる同じ国の友人・知人	45.2%	45.2%	0.0
日本人の友人・知人	47.2%	35.0%	▲12.2
市や県の相談窓口	11.8%	13.5%	1.7

(4) 日本人と外国人の意識比較

① 日本人と外国人の互いの付き合い方

- 日本人と外国人の互いの付き合いについては、「日本人と付き合いがある」は外国人市民が 93.6%となっており、外国人と付き合いがあると回答した日本人市民の 22.6%を 71.0 ポイント上回っています。

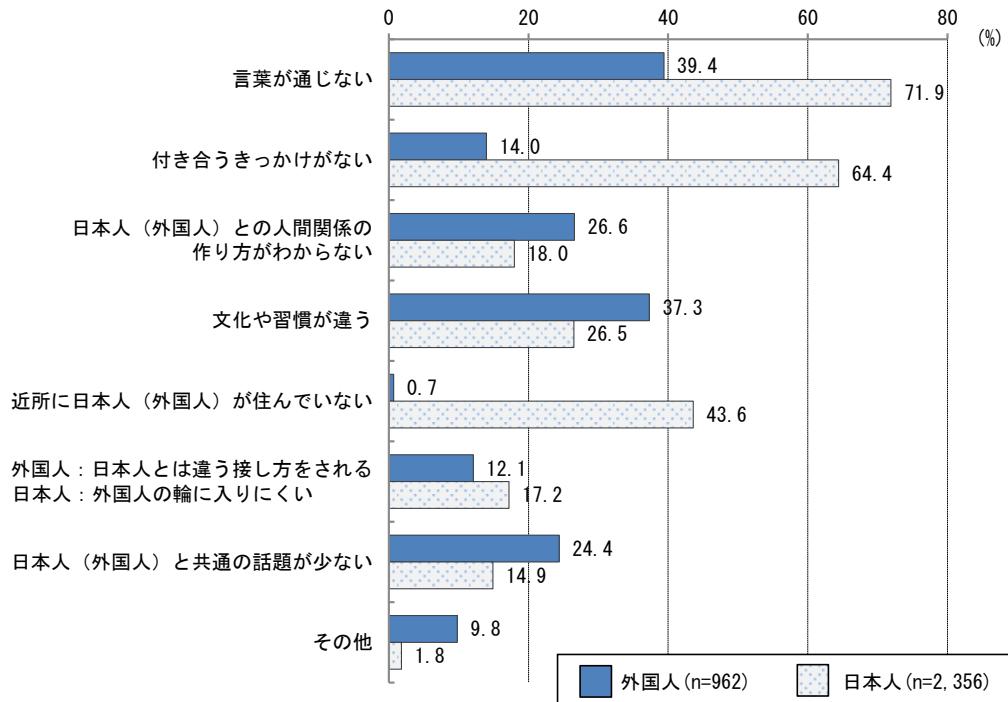
図表 9 付き合いの有無



② 日本人と外国人が付き合う上で難しいこと

- 日本人と外国人が付き合う上でどのようなことが難しいのかについては、外国人市民、日本人市民ともに「言葉が通じない」と回答した割合が最も高くなっています。次いで、外国人市民では「文化や習慣が違う」、日本人市民では「付き合うきっかけがない」と回答した割合が高くなっています。

図表 10 日本人と外国人が付き合う上で難しいこと



- ・ なお、外国人との付き合いがある日本人のほうが、自分の住まいの近くに外国人が住むことについて『抵抗がない』と回答する割合が高くなっています。

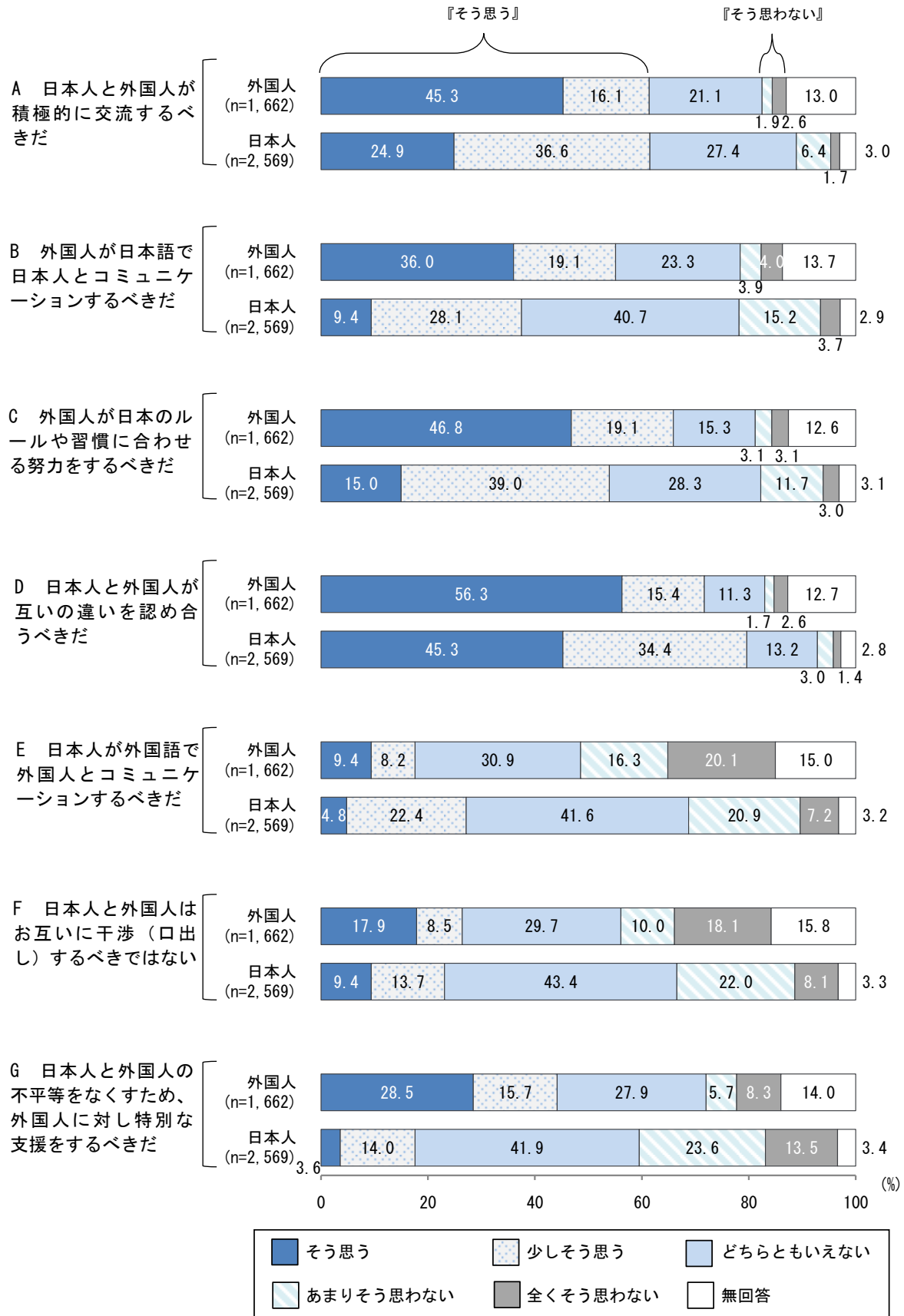
図表 11 住まいの近くに外国人が住むことへの抵抗感

	抵抗がない	抵抗がある
外国人との付き合いあり	78.6%	20.1%
外国人との付き合いなし	67.5%	30.4%

③ 多文化共生に対する考え方

- ・ A の「日本人と外国人が積極的に交流するべきだ」との問いについて、外国人市民、日本人市民ともに6割以上が「積極的に交流するべき」と回答している。

図表 12 多文化共生に対する考え方



3 本市の多文化共生施策の取組状況

本市では、多文化共生のまちづくり推進指針に基づき、これまで生活関連情報の多言語化や日本語教育等のコミュニケーション支援を中心に取組を進めてきました。

なお、前回、指針を改訂した平成26年度以降に拡充した取組には「拡」を、新たに開始した取組には「新」を付しています。

(1) 生活関連情報の周知と相談体制の整備

① 情報提供と相談

取組内容	対応言語
拡市ホームページの多言語化、自動翻訳	7言語（英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語）
新広報紙「ひろしま市民と市政」の多言語配信（R3～）	9言語（英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語） ※音声読み上げはベトナム語を除く
拡住民票申請書式等の多言語化	7言語（英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語）
拡家庭ごみの正しい出し方の多言語化	7言語（英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語）
拡広島市・安芸郡外国人相談窓口の設置・運営	6言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語）
新こども医療費のお知らせの多言語化（H28～）	7言語（英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語）
新国民健康保険の手引きの多言語化（H30～）	5言語（英語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語）
新市職員等を対象としたやさしい日本語の研修実施（H30～）	—
新広島平和文化センター 外国人市民向けポータルサイトの開設・運営（R1～）	7言語（英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語）
新出張所に通訳機配置（R1～）	音声翻訳 6 3 言語 テキスト翻訳 7 6 言語
新市民課に翻訳タブレット導入（R2～）	音声翻訳 1 1 言語 テキスト翻訳 2 9 言語
新消費生活センターに翻訳タブレット導入（R2～）	音声翻訳 1 1 言語 テキスト翻訳 2 9 言語
新市税納税通知書等封筒の表記見直し（R2～）	英語で事務所名を表記  マークをⅨ表記に変更 市からの通知であることを英語表記 二次元コード追加

② 保健・医療・福祉・年金

取組内容	対応言語
☑日本年金機構と連携した年金パンフレットの配付	14言語
☑DV防止の啓発資料・ホームページの多言語化	7言語（英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語）
☑DVセンターに通訳機配置（R1～）	音声翻訳63言語 テキスト翻訳76言語

③ 防災・救急

取組内容	対応言語
☑ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo!」による多言語での情報提供	7言語（英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語）
☑広島市防災ポータルによる多言語での情報提供	7言語（英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語）
☑119番通報や救急搬送時等の電話による通訳サービスの導入（H30～）	5言語（英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語）
☑救急隊が使用するタブレットに多言語音声翻訳アプリの導入（R2～）	15言語

(2) 生活支援・行政サービスの提供と教育に関する支援

① 防災・救急

取組内容
☑災害通訳等ボランティアの確保・養成（H27～）
☑災害多言語通訳サービスの導入（R3～）
災害時の外国人支援に関し市と広島平和文化センターとの協定締結（H26～）

② 教育

取組内容
☑帰国・外国人児童生徒教育支援事業の実施 （日本語指導コーディネーターの拠点校への配置（H29～）、日本語指導協力者の学校への訪問、教育相談員の派遣）
☑高等学校の入学選抜において、外国人生徒を対象とした特別入学に関する選抜等を実施（R2～）
多言語による就学案内 （対応言語：7言語（英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語））
☑外国にルーツを持つ子どもとその保護者への支援（基町保育園への多文化共生担当保育士の配置）（R2～）

(3) 人権教育・啓発の推進

取組内容
企業や市民を対象とした講座の実施
人権啓発パンフレットの配付・パネル展示
人権啓発フェスティバルの開催

(4) 外国人市民の社会参画の促進と共生意識の高揚

取組内容
多文化共生市民会議の開催

(5) その他

外国人市民を対象とした日本語能力向上支援（協日本語ボランティアの養成、新日本語教育コーディネーターの配置（R2～）、新日本語教室の開催（R2～）等）

Ⅲ 課題の整理

Ⅱで述べた統計データ及び意識調査の結果から、本市の課題を次のとおり整理します。

1 コミュニケーション支援の充実

- ・ 本市に在住する外国人市民が増加し、多国籍化している中で、多言語ややさしい日本語による情報提供が一層重要になっています。
- ・ 日本語の習得が必要な外国人市民が増加しており、日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、本市の状況に応じた日本語教育関連事業を推進する必要があります。
- ・ 日本国内に、生活に関することを相談できる家族や友人がいない外国人市民が孤立することのないよう、本市が設置している相談窓口を周知し利用しやすいものとする必要があります。

2 外国人市民が安心して生活し活躍できる環境づくり

(1) 外国人市民の生活状況に応じた支援

- ・ 外国人市民は、その人数の増加に伴い、単身の就労者や、子育て世帯、進学や就職の時期を迎えた若年層、介護が必要な高齢者など、幅広い年齢層で多様な生活状況の下で暮らすようになっていきます。国籍にかかわらず市民として、外国人市民の生活のための諸環境を整えていくことが重要になっていることから、国や県との役割分担を踏まえつつ、基礎自治体として外国人市民の個々の状況に応じた支援を行っていく必要があります。
- ・ 市職員が外国人市民と接する機会が一層増えることが予想され、区の窓口等をはじめ市役所全体で適切に支援を行うことができる体制づくりが求められています。

(2) 外国人市民の活躍促進

- ・ 本市で学んだ留学生は多くが大都市圏に転出する傾向があると言われています。本市で就職を希望する留学生が卒業後も定着する環境づくりが重要となっています。
- ・ 国においては技能実習制度を廃止し、新たに「育成就労制度」を導入することが決定しました。こうした動向を注視しつつ、関係機関（国、経済団体、監理団体、日本語教育機関等）と連携して市域における人材確保・育成を促進することが必要です。
- ・ 本市の様々な施策に、外国人市民の意見を取り入れることで、外国人市民のニーズに合った施策実施が期待されます。
- ・ 外国人市民が地域コミュニティの担い手となるよう積極的に地域社会に参画できるような環境づくりを行う必要があります。（追加）
- ・ 外国人市民の活躍のためには、受け入れ側の意識改革や理解促進も必要です。

3 交流・相互理解の促進

- ・ 外国人市民と地域住民の相互理解を促進するためには、接触頻度（交流の機会）を増やすことが重要です。
- ・ 外国人に対する差別や偏見をなくすためにも、多文化共生意識の啓発に引き続き取り組む必要があります。

Ⅳ 多文化共生のまちづくりの目標と今後の取組

多文化共生のまちづくりの目標

目標１ 外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進

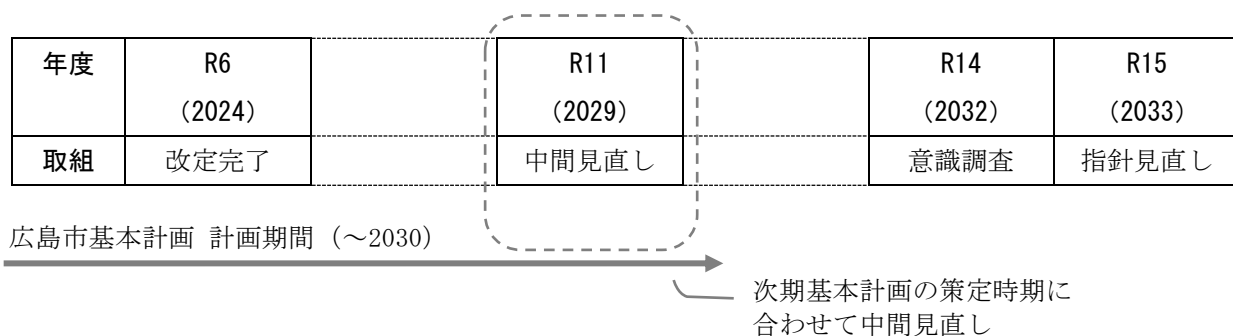
本市は外国人市民の暮らしやすさに配慮し、生活関連情報の多言語化等のコミュニケーション支援に取り組むとともに、防災や教育、就労など生活支援等の施策の拡充を図り、外国人市民を含む誰もが安全に安心して生活できるまちづくりを推進します。

目標２ 多文化共生意識の醸成

本市は、外国人市民に対して地域の文化や習慣等への理解が進むよう支援するとともに、地域住民の異文化に対する理解と市民同士の交流を促すことにより、外国人市民を含む全ての市民が、お互いに個人の尊厳と人権を尊重し、共に社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深めるよう取り組みます。

指針の進行管理等

- 上記目標１、２は第６次広島市基本計画（２０２０年～２０３０年）にも盛り込まれており、現行指針から変更しません。また、外国人市民の数や国籍・在留資格が国の政策や国際情勢により大きく変わり、予測が困難であることから、引き続き定量的な目標は掲げません。
- 意識調査を１０年に１回行っている（次回は令和１４年度（２０３２年度）の予定である）ことから、本指針も次回の意識調査結果を踏まえ令和１５年度（２０３３年度）に見直しに着手します。また、第７次広島市基本計画の策定作業が行われると見込まれ、本指針の策定から見直しの中間年にも該当する令和１１年度（２０２９年度）に本指針の中間見直しを行います。



施策体系

目標 1 外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進

基本施策 1 コミュニケーション支援

施策 1 行政・生活情報の多言語化と外国人相談窓口の運営

- ・ 行政からのお知らせに加え、生活に必要な情報を多言語で提供します。
- ・ 外国人相談窓口を設置・運営するとともに、外国人市民に対してその周知を図ります。
- ・ 外国人相談窓口では、行政・生活の情報提供にとどまらず、相談の背景や相談者のニーズを的確に把握し、相談者が必要とする支援に確実に繋がるよう取り組みます。
- ・ 外国人市民がインターネットやアプリを通じて行政情報を容易に取得できるよう努めます。
- ・ 外国人市民が日本社会の習慣等について学習する機会を提供します。

施策 2 日本語教育の推進とやさしい日本語の普及

- ・ 学習者のレベルに応じた日本語学習の機会の充実に努めます。
- ・ 日本語教師や日本語学習支援者等の日本語教育を支える人材の確保・育成を図ります。
- ・ やさしい日本語の普及を図ります。
- ・ 外国人を雇用する企業等からの日本語教育や職場内のコミュニケーションについての相談に応じられる体制を整えます。

基本施策 2 生活支援体制の充実

施策 1 医療・保健・福祉サービスの提供

- ・ 外国人市民が必要な医療・保健・福祉サービスを利用できるよう、国民健康保険や介護保険等について多言語で情報提供を行うとともに、必要な支援を検討、実施します。

施策 2 教育機会の確保とこども・子育て支援

- ・ 外国にルーツを持つこどもの社会生活への適応や小学校教育への円滑な接続を図るため、こどもと保護者に必要な支援体制を構築します。
- ・ 学齢期の外国にルーツを持つこどもの就学状況を把握するとともに、就学に関する情報を多言語により提供します。
- ・ 外国にルーツを持つこどもの支援に係る関係者のネットワークをつくり、①外国にルーツを持つこども、特に外国人若年層の実態把握と支援体制の構築、②外国にルーツを持つこどもの支援に関係する知見とノウハウを集約し、「支援者のための支援体制」を整えます。
- ・ 学校における日本語学習を支援します。また、日本語学習を支援する人材の養成及び確保に取り組みます。
- ・ 高等学校の入学者選抜において、外国人生徒の特別入学に関する選抜等を行います。(追加)
- ・ 母語を学ぶことや、母語で教育を受けることの重要性について、教育関係機関、保護者等への啓発を進めます。
- ・ 外国人市民が必要なこども・子育て支援サービスを利用できるよう、多言語で情報提供

を行います。

- ・ 母子健康手帳や健診の問診票等の多言語化など、サービス提供時の多言語対応を進めます。

施策3 住宅確保のための支援

- ・ 広島市居住支援協議会において、外国人市民の居住支援に取り組みます。
- ・ 外国人市民の住まい探しに協力する企業や団体の情報や日本の住宅におけるルール等、外国人市民が住宅を確保する上で必要な情報を多言語で提供します。

施策4 災害時等の非常時における支援

- ・ 災害多言語支援センターの設置や災害通訳等ボランティア制度の運用などにより、災害時の外国人市民を支援します。
- ・ 発災時に円滑な支援を行うことができるよう、地域における外国人市民も含めた平時の訓練や研修の実施を支援することを検討します。
- ・ 外国人市民を対象に防災に関する知識や情報の収集方法についての普及啓発を図ります。
- ・ 外国人市民がインターネットやアプリを通じて行政情報を容易に取得できるよう努めます。(再掲)

基本施策3 外国人市民が活躍するまちづくり

施策1 適正な労働環境の確保

- ・ 外国人の受入れにかかわる関係団体（経済団体、日本語教育機関、地域団体等）間のネットワークを構築するための会議体を設置し、企業等における多文化共生の理解を深めることにより、企業等の率先した外国人にも働きやすい環境づくりにつながるよう機運醸成を図ります。
- ・ 企業や留学生の就職希望者を支援する学校関係者等の諸課題や情報を把握・整理し、順次施策に反映するよう努めます。
- ・ 出入国在留管理局や労働局と連携し、外国人受入れに係る諸問題についての情報交換等を行い、それを踏まえた対応などについて検討します。
- ・ 外国人を雇用する企業等からの日本語教育や職場内のコミュニケーションについての相談に応じられる体制を整えます。(再掲)
- ・ 就職フェアなどの機会を通じ留学生の本市への定着を図ります。

施策2 社会参画の促進

- ・ 市の審議会等委員への外国人市民の登用など、本市の施策全般において外国人市民の意見を市政に取り入れる機会を設けます。
- ・ 社会福祉協議会やひろしま^{エルモ} LMO等の地域・市民団体の活動への参加を促すなど、外国人市民の社会参画が進むよう努めます。
- ・ 外国人市民の社会参画を進めるため、受け入れる側の異文化等への理解が深まるよう意識啓発に努めます。

目標 2 多文化共生意識の醸成

基本施策 1 交流機会の創出と相互理解の促進

- ・ 外国人市民の母国の文化や日本文化等を紹介する交流イベントを開催し、外国人市民と地域住民が交流する機会を設けます。
- ・ 留学生を対象とした「ひろしま奨学金」の奨学生や留学生会館の入居者と地域住民の交流機会を創出し、相互理解を促進します。
- ・ 日頃の生活の中での交流が進むよう社会福祉協議会やひろしま LMO等の地域・市民団体の活動に外国人市民が参加しやすい環境づくりに努めます。

基本施策 2 多文化共生に対する理解の促進

- ・ 市民が多文化共生に関する理解を深められるよう、交流イベントや講座の開催等を通じて、外国人の人権尊重の啓発や外国人市民の母国等の文化等を学ぶ機会の提供に努めます。
- ・ 市の広報媒体を活用し市民の多文化共生のまちづくりに対する理解促進に取り組みます。

多文化共生施策の推進体制の整備

外国人市民が増加し多様化する中で、多文化共生社会の実現に向けた環境整備を進めるための本市の体制を強化するとともに、地域社会や企業、関係機関との連携を進めます。

(1) 庁内の推進体制の整備

- ・ 多文化共生のまちづくりに関係する施策を総合的かつ効果的に推進するため、広島市多文化共生関係課長会議を設け、多文化共生にかかる取組についての情報の収集、提供及び共有を行います。
- ・ 多文化共生のまちづくりの推進に係る研修等を通して、市職員の多文化共生意識の啓発と外国人市民に対する支援に関する知見の共有を図るよう努めます。

(2) 多様な主体との連携・協働

- ・ 社会福祉協議会やひろしま LMO等の地域・市民団体に対し、多文化共生意識を啓発する研修や知見を広める機会を提供するよう努めます。(追加)
- ・ 多文化共生施策の推進にあたっては、公益財団法人広島平和文化センター国際市民交流課を地域の多文化共生の中核組織とし、社会福祉協議会やひろしま LMO等の地域・市民団体との連携・協働を推進します。
- ・ 外国人市民を支援しているボランティア団体や NPO等の情報の把握、共有を図り、ボランティア団体等が活動しやすい環境づくりに努めます。(追加)

(3) 多文化共生推進の拠点整備

- ・ 本市中心部に、多文化共生推進の機能強化につながり、誰もが気軽に立ち寄れる拠点となる場所を設けることを検討します。

用 語 解 説

多文化共生社会（1 ページ）

国籍や民族などの異なる人々が、互いに文化的ちがいを認め対等な関係を築きともに生きていく 社会をいう。

在留資格（1 ページ）

外国人が日本に在留することについて、法が定める一定の資格。その資格をもって日本に在留するものとし、日本において行うことができる活動や在留することのできる期間は在留資格ごとに法定されている。

地域共生社会（1 ページ）

高齢者、障害者、子どもなど全ての市民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合い、住民が住み慣れた地域で持続的に生活できる社会

育成就労制度（1 ページ）

技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度が見直され、人材確保及び人材育成を目的とした制度に発展したもの。令和 6 年（2024 年）6 月 21 日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、制度が創設された。令和 9 年度（2027 年度）中に改正法施行予定。

多文化共生意識調査（1 ページ）

本市において、外国人市民及び日本人市民を対象に、日頃の生活実態や行政サービスについて意見を聞き、市政を推進する上での基礎資料を得ることを目的に、令和 4 年（2022 年）9 月から 10 月にかけて行った調査。

技能実習制度（2 ページ）

我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とした制度。平成 28 年（2016 年）11 月 28 日に公布され、平成 29 年 11 月 1 日に施行された外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）に基づき実施。

特別永住者（4 ページ）

外国人の行なう活動が我が国の社会に与える影響等を考慮し、適正な外国人の管理を行なうために定められた「出入国管理及び難民認定法」のうち、第二次世界大戦以前から日本に在留する朝鮮半島や台湾出身の人たちに、その背景を考慮して特別に安定した地位を与えることとして平成 3 年（1991 年）11 月に施行された「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法」によって認められた在留資格で、その活動、期間について制限されないもの。

防災ポータル（１１ページ）

避難指示等の発令状況に加え、避難場所の開設状況や雨量・河川水位の現状など、命を守る大切な情報を一つにまとめたポータルサイトのこと。

多文化共生市民会議（１２ページ）

外国人市民の市政参加を促進し、市民と行政、外国人市民と日本人市民の協働による多文化共生のまちづくりを推進することを目的に設置しているもの。

やさしい日本語（１３ページ）

難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のこと。

監理団体（１３ページ）

実習実施者と技能実習生との間の雇用関係の成立のあっせんや実習実施者に対する指導・監督、技能実習生の相談対応などを行う団体。

外国にルーツを持つ子ども（１５ページ）

国籍を問わず、日本国外にルーツを持つ子どものこと。

学齢期（１５ページ）

子どもが義務教育を受ける期間。６歳から１５歳まで。

母語（１５ページ）

幼児期に最初に習得し、最も自由に使える言語。母国語のこと。

広島市居住支援協議会（１６ページ）

住宅確保要配慮者が円滑に住まいを探ことができ、安心して暮らし続けることができる環境を整備することを目的に、不動産関係団体、福祉関係団体、居住支援法人、学識経験者、広島市が構成員となり、平成３０年（２０１８年）に設立された協議会。

災害多言語支援センター（１６ページ）

多言語での災害に係る包括的な多言語支援を行うことにより、外国人被災者等に安全・安心を届け、日常生活にいち早く戻るための支援を行うための活動拠点のこと。

ひろしまＬＭＯ（１６ページ）

概ね小学校区を活動範囲とした地域を代表する組織として地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会等が中心となって、地域団体やＮＰＯ、企業など、多様な主体と連携しながら、地域の情報・将来像を共有し、すべての住民を対象として、地域課題の解決に向けた様々な活動等に取り組む組織のこと。

ひろしま奨学金（１７ページ）

公益財団法人広島平和文化センターが、集まった寄附金を「ひろしま留学生基金」として積み立て、「ひろしま奨学金」として、私費留学生を対象に支給しているもの。

NPO（１７ページ）

Non Profit Organization（ノン プロフィット オーガナイゼーション）の略で、利益を追求することを目的としない自立した活動組織。財政規模の小さい非営利組織の法人格取得を容易にする特定非営利活動促進法（NPO法）が平成 10 年（1998 年）12 月に施行された。